



平成30年4月9日

各 位

上場会社名 株式会社リソー教育
代表者名 代表取締役社長 天坊 真彦
(コード番号：4714 東証第一部)
問合せ先 取締役 能戸 和典
(TEL 03-5996-3701)

株式報酬型ストック・オプション導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストック・オプションを導入することを決議し、平成30年5月25日開催の第33回定時株主総会に付議することいたしましたのでお知らせします。

記

1. 目的

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬に関して、当社の業績や株価との連動性を強め、取締役が株価上昇のメリットのみならず株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを導入することといたしました。

2. 内容

(1) 上限

当社の直近事業年度における連結経常利益の1.5%にあたる金額を超えるストック・オプションの割り当ては行いません。

(2) 株式報酬型ストック・オプションの導入

当社の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が1円の新株予約権）制度を導入します。この株式報酬型ストック・オプションは、当社取締役（社外取締役を除く）に対して年額総額1億円を上限として割り当てます。

当社取締役に対する報酬の総額としましては従来から年額3億円以内としておりますが、これとは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等について当該株主総会に諮ることといたします。

(3) 株式報酬型ストック・オプションの内容

①新株予約権の総数および目的となる株式の種類および総数

新株予約権の個数は、26,000個を1年間の上限とします。目的となる株式の種類および数は当社の普通株式260,000株を1年間の上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は10株とします。

②譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものいたします。

③新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から40年以内で、当社取締役会が定める期間とします。

④権利行使の条件

新株予約権者は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。

⑤その他の新株予約権の内容等

上記の詳細ならびにその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会において決定するものとします。

以上